

北ア広3介第190号

令和3年6月9日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 管理者 様

北アルプス広域連合

広域連合長 牛越 徹

(公印省略)

令和2年度介護職員処遇改善加算及び
介護職員等特定処遇改善加算実績報告について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、お礼申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日付け老発0412第8号）及び「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付け老発0305第6号）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和2年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業につきましても提出が必要ですのでご注意ください。

記

1 提出書類

＜介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所＞

- (1) 実績報告書 確認表（別紙様式1-2）
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）
- (3) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）
（別紙様式3-2）

2 提出書類掲載場所

次の北アルプス広域連合ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

「トップページ」→「広域連合の業務 介護保険」→「各種様式ダウンロード（指定変更届等）」

○北アルプス広域連合ホームページ掲載URL

http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo/jigyousyo_sinsei/kaigo_jigyousyo_sinsei.html（処遇改善加算実績報告関係は最下段にあります。）

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和3年8月2日（月）

5 提出先

北アルプス広域連合 介護福祉課介護保険係

6 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）による介護職員への慰労金は賃金に該当しないものであるため、実績報告書にも含める必要はありません。
- (2) 介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シートは提出を不要ですが、参考に添付しますので、実績報告書作成の際にご活用ください。
- (3) 提出が必須となる「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）」及び「介護職員等特定処遇改善加算実績報告書（別紙様式3-2）」については、1つのエクセルファイルにシートごとになっています。
- (4) 特定加算の配分ルールについて、次のとおり、Q&A が示されていますので、該当する場合は別途申出書（任意様式）を実績報告書に併せて添付してください。

【介護保険最新情報 Vol.941 令和3年3月19日抜粋】

問 24 処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合、どのような取扱いとすべきか。

- (答) ・ 職員の退職等のやむを得ない事情により、配分ルールを満たすことが困難になった場合は、実績報告にあたり、合理的な理由を求めることとする。こと。（令和2年度実績報告書においては、申出方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）で明示した実績報告書（様式3-1）の「⑥その他」に記載されたい。）

7 その他

- (1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。（例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。）
- (2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者には、令和2年度の加算受給額一覧を郵送しますので、総合事業（相当、A型）の受給額を含めて実績報告書を作成してください。介護職員等特定処遇改善加算については、相当サービスのみ対象となりますのでご注意ください。

北アルプス広域連合

担当：介護福祉課介護保険係 太田 岡本

電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011

E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp